

# 意匠法

1961.12.31 法律第 951 号  
1973.2.8 法律第 2057 号  
1973.12.31 法律第 2660 号  
1976.12.31 法律第 2957 号  
(政府組織法中改正法律)  
1980.12.31 法律第 3327 号  
1982.11.29 法律第 3568 号  
1986.12.31 法律第 3894 号  
1990.1.13 法律第 4208 号  
[全文改正]  
1993.3.6 法律第 4541 号  
(政府組織法中改正法律)  
1993.12.10 法律第 4595 号  
1995.1.5 法律第 4894 号  
1995.12.29 法律第 5082 号  
1997.4.10 法律第 5329 号  
(特許法中改正法律)  
1997.8.22 法律第 5354 号  
1998.9.23 法律第 5576 号  
(特許法中改正法律)  
1999.9.7 法律第 6024 号  
2001.2.3 法律第 6413 号  
2002.1.26 法律第 6626 号  
(民事訴訟法中改正法律)  
2002.12.11 法律第 6767 号

## 第 1 章 総則

**第 1 条【目的】** この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業発展に寄与することを目的とする。

**第 2 条【定義】** この法律で使用する用語の定義は次の通りである。〈改正 1995.12.29、2001.2.3〉

- 1.“意匠”とは、物品（物品の一部を含む。第 12 条を除き、以下同じ。）の形状・模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
- 2.“登録意匠”とは、意匠登録を受けている意匠をいう。
- 3.“意匠登録”とは、意匠審査登録及び意匠無審査登録をいう。
- 4.“意匠審査登録”とは、意匠登録出願が意匠登録要件のすべてを備えているのかを審査して行う意匠登録をいう。
- 5.“意匠無審査登録”とは、意匠登録出願がこの法律による意匠の登録要件中、第 26 条第 2 項の規定により適用が除外される登録要件以外の登録要件を備えているかを審査して行う意匠登録をいう。

6.“実施”とは、意匠に係る物品を製造し使用し譲渡し貸し渡し、若しくは輸入し、又はその物品の譲渡若しくは貸渡の申出(譲渡若しくは貸渡のための展示を含む。以下同じ。)をする行為をいう。

### 第3条【意匠登録を受けることができる者】

①意匠を創作した者又はその承継人はこの法律で定めるところにより意匠登録を受けることができる権利を有する。ただし、特許庁の職員及び特許審判院の職員は相続又は遺贈を受ける場合を除き、在職中意匠登録を受けることができない。〈改正 1993.12.10、1995.1.5、2001.2.3〉

②2人以上が共同して意匠を創作したときは意匠登録を受けることができる権利は共有とする。〈改正 1993.12.10〉

**第4条【特許法の準用】** 特許法第3条、第26条及び第28条乃至第28条の5の規定は、意匠についてこれを準用する。この場合において、同法第6条・第11条第1項第4号・第15条第1項及び第17条中、“第132条の3”とあるのは、其々“第67条の2又は第67条の3”と読み替えるものとする。〈改正 1998.9.23、2001.2.3〉

## 第2章 意匠登録要件及び意匠登録出願

### 第5条【意匠登録の要件】

①工業上利用することができる意匠であって、次の各号の一に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。〈改正 2001.2.3〉

- 1.意匠登録出願前に韓国内又は外国において公知され若しくは公然実施された意匠
- 2.意匠登録出願前に韓国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠
- 3.第1号又は第2号に掲げる意匠に類似する意匠

②意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が韓国内における広く知られた形状・模様若しくは色彩又はこれらの結合に基いて容易に創作することができる意匠(第1項各号の一に該当する意匠を除く。)については第1項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

③意匠登録出願に係る意匠が当該意匠登録出願をした日以前に意匠登録をし、当該意匠登録出願後に出願公開されたか、又は登録公告された他の意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面・写真若しくは見本に現された意匠の一部と同一又は類似である

ときは、その意匠については、第 1 項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。〈新設 2001.2.3〉

**第 6 条【意匠登録を受けることができない意匠】** 次の各号の一に該当する意匠については、第 5 条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

1. 国旗・国章・軍旗・勲章・褒章・記章その他の公共機関等の標章並びに外国の国旗・国章又は国際機関等の文字若しくは標識と同一又は類似する意匠
2. 公共の秩序又は善良の風俗を紊乱するおそれがある意匠
3. 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
4. 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠〈新設 2001.2.3〉

### **第 7 条【類似意匠】**

①意匠権者又は意匠登録出願人は、自己の登録意匠又は意匠登録出願をした意匠(以下、“基本意匠”という。)にのみ類似する意匠(以下、“類似意匠”という。)については、類似意匠としてのみ意匠登録を受けることができる。〈改正 1997.8.22〉

②第 1 項の規定により登録を受けた類似意匠又は意匠登録出願された類似意匠にのみ類似する意匠については、第 1 項の規定は適用しない。

### **第 8 条【新規性喪失の例外】**

①意匠登録を受けることができる権利を有する者の意匠が第 5 条第 1 項各号の一に該当するに至った場合、その日から 6 月以内にその者が意匠登録出願をしたときは、その意匠又はこれと類似する意匠は同項第 1 号又は第 2 号に該当するに至らなかったものと見なす。〈改正 2001.2.3〉

②第 1 項の規定の適用を受けようとする者は意匠登録出願をしたとき、意匠登録出願書にその旨を記載して特許庁長に提出し、これを証明することができる書類を意匠登録出願日から 30 日以内に特許庁長に提出しなければならない。ただし、自己の意思に反してその意匠が第 5 条第 1 項各号の一に該当するに至った場合は、この限りでない。〈改正 2001.2.3〉

[全文改正 1997.8.22]

### **第 9 条【意匠登録出願】**

①意匠登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した意匠審査登録出願書又は意匠無審査登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1993.12.10、1997.8.22、2001.2.3〉

1.意匠登録出願人の氏名及び住所(法人にあってはその名称・営業所の所在地)

2.意匠登録出願人の代理人がある場合は、その代理人の氏名又は住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

3.〈削除 2001.2.3.〉

4.意匠の対象となる物品

4 の 2.単独意匠登録出願又は類似意匠登録出願の可否〈新設 2001.2.3〉

5.基本意匠の意匠登録番号又は意匠登録出願番号(第 7 条第 1 項の規定により類似意匠として意匠登録を受けようとする場合に限る。)

6.意匠を創作した者の氏名及び住所

7.第 23 条第 3 項に規定した事項(優先権主張をしようとする場合に限り記載する。)

②第 1 項の規定による意匠審査登録出願書又は意匠無審査登録出願書は各意匠に関する次の各号の事項を記載した図面を添付しなければならない。〈改正 1993.12.10、1997.8.22、2001.2.3〉

1.意匠の対象となる物品

2.意匠の説明及び創作内容の要点

3.意匠の一連番号(第 11 条の 2 の規定により複数意匠登録出願をする場合に限る。)

③意匠登録出願人は、第 2 項の図面に代えて、意匠の写真若しくは見本を提出することができる。〈改正 2001.2.3〉

④意匠無審査登録を受けようとする者は、意匠無審査登録出願書に第 1 項各号の事項のほか第 11 条の 2 の規定による複数意匠登録出願であるか否か、及び意匠の数を記載しなければならない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

⑤第 11 条の 2 の規定による複数意匠登録出願をしようとする者は意匠審査登録出願書に第 1 項第 1 号及び第 2 号の事項と各意匠に関する次の各号の事項を記載しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

1.意匠の一連番号及び図面番号

## 2.第1項第4号乃至第7号の事項

⑥意匠無審査登録出願をすることができる意匠は第11条第2項の規定による物品の区分のうち通商産業部令で定める物品に限る。この場合、指定された物品に対しては意匠無審査登録出願にのみ出願することができる。〈新設 1997.8.22〉

⑦第1項乃至第6項に規定されたもののほか、意匠登録出願について必要な事項は、通商産業部令で定める。〈改正 1993.3.6、1995.12.29、1997.8.22〉

**第10条【共同出願】** 第3条第2項の規定による意匠登録を受けすることができる権利が共有に係るときは、共有者全員は共同して意匠登録出願をしなければならない。

### 第11条【1意匠1意匠登録出願】

①意匠審査登録出願は1意匠ごとに1意匠登録出願とする。〈改正 1997.8.22〉

②意匠登録出願をしようとする者は、通商産業部令で定める物品の区分によらなければならない。〈改正 1993.3.6、1995.12.29、1997.8.22〉

### 第11条の2【複数意匠登録出願】

①意匠無審査登録出願は二十以内の意匠を1意匠登録出願(以下、“複数意匠登録出願”という。)とすることができる。この場合、1意匠ごとに分離して表現しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

②複数意匠登録出願をすることができる意匠の範囲は第11条第2項の規定による物品の区分の上で、通商産業部令で定める分類が同一なものとする。〈改正 2001.2.3〉

③複数意匠登録出願をしようとする者は基本意匠とともにその基本意匠に属する類似意匠を出願することができる。〈改 2001.2.3〉

④第3項の規定にかかわらず、自己の登録意匠又は意匠登録出願された意匠の類似意匠を複数意匠登録出願する場合は1基本意匠に属する類似意匠に限り、1複数意匠登録出願とすることができる。〈改正 2001.2.3〉

〈本条新設 1997.8.22〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

### 第12条【組物の意匠】

①2種以上の物品が組物として同時に使用される場合、当該組物の物品の意匠は、組物全体として統一性があるときは1意匠として意匠登録出願を、意匠登録を受けることができる。〈改正 2001.2.3〉

②第1項の規定による組物の物品の区分は通商産業部令で定める。〈改正 1993.3.6、1995.12.29〉

③〈削除 2001.2.3〉

### 第13条【秘密意匠】

①意匠登録出願人は、意匠権の設定の登録の日から3年以内の期間を指定して、その意匠を秘密にすることを請求することができる。ただし、複数意匠登録出願された意匠に対する請求は出願された意匠のすべてに対し請求する場合に限る。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

②第1項の規定による請求をしようとする者は、意匠登録出願の際に意匠登録出願書にその期間を記載し特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

③意匠登録出願人又は意匠権者は、第1項の規定により指定した期間を請求により短縮し又は延長することができる。この場合、当該期間を延長する場合は、意匠権の設定の登録の日から3年を超えることができない。

④特許庁長は次の各号の一に該当するときは、第1項の規定による秘密意匠の閲覧請求に応じなければならない。〈改正 1995.1.5、1997.8.22〉

1.意匠権者の承諾を得た者の請求があったとき

2.その秘密意匠と同一若しくは類似の意匠に関する審査・意匠無審査登録異議の申立・審判・再審又は訴訟の当事者又は参加人から請求があったとき

3.意匠権侵害の警告を受けた事実を疎明した者の請求があったとき

4.法院又は特許審判院から請求があったとき

⑤第23条の2の規定による出願公開申請があった場合は第1項の規定による請求は撤回されたものとみなす。〈新設 1997.8.22〉

**第14条【無権利者の意匠登録出願と正当な権利者の保護】**意匠登録を受けることができる権利の承継人でない者又は意匠登録を受けることができる権利を冒認した者(以下、“無権利者”という。)がした意匠登録出願により意匠登録を受けることができなくなった場合は、その無権利者の意匠登録出願後にした正当な権利者の意匠登録出願は、無権利者が意匠登録出願をしたときに意匠登録出願をしたものとみなす。ただし、無権利者が意

匠登録を受けられなくなった日から 30 日を経過した後に正当な権利者が意匠登録出願をした場合は、この限りでない。

**第 15 条【無権利者の意匠登録と正当な権利者の保護】** 第 3 条第 1 項本文の規定による意匠登録を受けることが出来る権利を持たない事由によりその意匠登録に対するの取消決定又は無効とする旨の審決が確定した場合は、その意匠登録出願後にした正当な権利者の意匠登録出願は、取消し又は無効となったその登録意匠の意匠登録出願の時に意匠登録出願をしたものとみなす。ただし、取消決定又は審決が確定した日から 30 日を経過した後に意匠登録出願をした場合は、この限りではない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

## 第 16 条【先願】

- ①同一又は類似する意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があったときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。
- ②同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があったときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれの意匠登録出願人もその意匠について意匠登録を受けることができない。
- ③意匠登録出願が無効又は取下げられたときは、その意匠登録出願は、第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、初めからなかったものとみなす。
- ④意匠を創作した者でない者であって、意匠登録を受けることができる権利を承継しないものがした意匠登録出願は第 1 項及び第 2 項の規定の適用については初めからなかったものとみなす。〈改正 1993.12.10〉
- ⑤特許庁長は第 2 項の場合は、意匠登録出願人に相当の期間を指定して協議の結果を届け出るべき旨を命じて、その期間内に届出がないときは、第 2 項の協議が成立しなかったものとみなす。〈本条題目改正 2001.2.3〉

**第 17 条【手続の補正】** 特許庁長又は特許審判院長は、意匠登録に関する手続が次の各号の一に該当する場合は、期間を定めて、補正を命じなければならない。〈改正 2002.12.11〉

1. 第 4 条の規定により準用する特許法第 3 条第 1 項又は第 6 条の規定に違反している場合
2. この法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反している場合
3. 第 34 条の規定により納付すべき手数料を納付しない場合

## 第 18 条【出願の補正と要旨変更】

①意匠登録出願人は、最初の意匠登録出願の要旨を変更しない範囲内において第 28 条の規定による意匠登録決定及び第 26 条の規定による意匠登録拒絶決定の一に該当するに決定（以下“意匠登録可否決定”と言う）の送達前に意匠登録出願書の記載事項・意匠登録出願書に添付した図面及び図面の記載事項を補正することができる。ただし、意匠登録拒絶決定に対する審判を請求する場合は、その審判の請求の日から 30 日以内に補正することができる。〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

②第 1 項の規定による補正が最初の意匠登録出願書の記載事項・意匠登録出願書に添付した図面及び図面の記載事項の要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があった後に認められたときは、その意匠登録出願は、その補正書を提出した時に意匠登録出願をしたものとみなす。

## 第 18 条の 2 【補正の却下】

①審査官は第 18 条の規定による意匠登録出願書の記載事項又は意匠登録出願書に添付した図面及び図面の記載事項についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、決定をもってその補正を却下しなければならない。

②審査官は第 1 項の規定による却下の決定があったときは、当該決定の謄本を意匠登録出願人に送達した日から 30 日を経過するまでは、当該意匠登録出願について意匠登録可否決定をしてはならない。

③審査官は意匠登録出願人が第 1 項の規定による却下の決定に対し第 67 条の 2 の規定による審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない。

④第 1 項の規定による却下の決定は文書をもって行い、かつ、その理由を付さなければならない。〈本条新設 2001.2.3〉

## 第 19 条 【出願の分割】

①次の各号の一に該当する者は、当該意匠登録出願の一部を一以上の新たな意匠登録出願に分割し意匠登録出願をすることができる。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

1.第 11 条の規定に違反して二以上の意匠を 1 意匠登録出願として出願した者

2.複数意匠登録出願した者

3.〈削除 2001.2.3〉

②第 1 項の規定により分割された意匠登録出願はもとの意匠登録出願をした時に意匠登録出願をしたものとみなす。ただし、第 8 条第 2 項又は第 23 条第 3 項及び第 4 項において準用する規定の適用については、この限りでない。〈改正 1993.12.10〉



③第 1 項の規定による意匠登録出願の分割は、第 18 条第 1 項の規定による補正をすることができる期間内にすることができる。

④〈削除 2001.2.3〉

## 第 20 条【出願の変更】

①意匠登録出願人は類似意匠の登録出願を独立の意匠登録出願に変更することができる。この場合、独立の意匠登録出願は、第 8 条第 2 項又は第 23 条第 3 項及び第 4 項の規定を適用する場合を除き、類似意匠の登録出願をしたときに意匠登録出願をしたものとみなす。〈改正 1993.12.10〉

②意匠登録出願人は独立の意匠登録出願を類似意匠の登録出願に変更することができる。この場合、類似意匠の登録出願は第 8 条第 2 項又は第 23 条第 3 項及び第 4 項の規定を適用する場合を除き、独立の意匠登録出願をしたときに意匠登録出願をしたものとみなす。〈改正 1993.12.10〉

③第 1 項及び第 2 項の規定による出願の変更は最初にした意匠登録出願又は類似意匠の登録出願の意匠登録可否決定又は審決が確定した後は、することができない。〈改正 1993.12.10、2001.2.3〉

④〈削除 2001.2.3〉

## 第 20 条の 2【意匠無審査登録出願等の変更】

①第 9 条第 6 項の規定に違反して意匠審査登録対象物品に対し意匠無審査登録出願をし、又は意匠無審査登録対象物品に対して意匠審査登録出願をした者は、その意匠登録出願を意匠審査登録出願又は意匠無審査登録出願として変更することができる。

②第 1 項の規定により変更された意匠登録出願は最初の意匠登録出願をした時に意匠登録出願したものとみなす。ただし、第 8 条第 2 項又は第 23 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、この限りでない。

③第 1 項の規定による出願の変更は、最初の意匠登録出願に対する意匠登録可否決定又は審決が確定した後にはすることができない。〈改正 2001.2.3〉

④〈削除 2001.2.3〉

[本条新設 1997.8.22]

## 第 21 条及び第 22 条〈削除 1998.9.23〉

## 第 23 条【条約による優先権主張】

①条約により大韓民国国民に出願に対する優先権を認める当事国の国民がその当事国又は他の当事国に出願をした後、同一の意匠を大韓民国に意匠登録出願をして優先権を主張するときは、第 5 条及び第 16 条の規定の適用についてはその当事国に出願した日を大韓民国に意匠登録出願をした日とみなす。大韓民国国民が条約により大韓民国国民に出願に対する優先権を認める当事国に出願した後、同一の意匠を大韓民国に意匠登録出願をした場合も、また同様とする。〈改正 2001.2.3〉

②第 1 項の規定により優先権を主張しようとする者は、優先権の主張の基礎となる最初の出願の日から 6 月以内に意匠登録出願をしなければ、これを主張することができない。

③第 1 項の規定により優先権を主張しようとする者は、意匠登録出願のとき意匠登録出願書にその旨、最初に出願した国名及び出願の年月日を記載しなければならない。

④第 3 項の規定により優先権を主張した者は、最初に出願をした国の政府が認める出願の年月日を記載した書面及び図面の謄本を意匠登録出願の日から 3 月以内に特許庁長に提出しなければならない。

⑤第 3 項の規定により優先権を主張した者が第 4 項の期間内に同項に規定する書類を提出しない場合は、当該優先権の主張は、その効力を失う。

## 第 23 条の 2【出願公開】

①意匠審査登録出願人は通商産業部令で定めるところにより、自己の意匠登録出願に対し公開を申請することができる。〈改正 1997.8.22〉

②特許庁長は第 1 項の規定による公開申請があったときはその意匠登録出願に関し第 78 条の規定による意匠公報に掲載し出願公開をしなければならない。ただし、意匠登録出願された意匠が次の各号の一に該当する場合は出願公開をしないことができる。

1. 公の秩序又は善良の風俗を紊乱するおそれがあると認める場合

2. 第 24 条の規定により準用する特許法第 41 条第 1 項の規定により国防上の秘密として取扱わなければならない場合

③第 1 項の規定による公開の申請は、その意匠登録出願に対する最初の意匠登録可否決定書の謄本の送達を受けた後はこれをする事ができない。〈改正 2001.2.3〉

④〈削除 2001.2.3〉

[本条新設 1995.12.29]

## 第 23 条の 3【出願公開の効果】

①意匠登録出願人は出願公開があった後に、その意匠登録出願された意匠又はこれに類似する意匠を業として実施した者に対し、意匠登録出願された意匠であることを書面でもって警告することができる。

②第1項の規定による警告を受け、又は出願公開された意匠であることを知り、その意匠登録出願された意匠若しくはこれに類似する意匠を業として実施した者に対し、意匠登録出願人は、その警告を受けたとき、又は出願公開された意匠であることを知った日から意匠権の設定の登録時までの期間の間その登録意匠若しくはこれに類似する意匠の実施に対し通常受けることができる金額に相当する補償金の支払を請求することができる。

③第2項の規定による請求権は、当該意匠登録出願された意匠に対する意匠権の設定の登録があった後でなければこれを行使することができない。

④第2項の規定による請求権の行使は、意匠権の行使を妨げない。

⑤第63条・第67条又は民法第760条及び同法第766条の規定は、第2項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、民法第766条第1項の中“被害者又はその法定代理人が、その損害及び加害者を知った日”とあるのは、“当該意匠権の設定の登録日”と読み替えるものとする。

[本条新設 1995.12.29]

⑥出願公開後意匠登録出願が放棄・無効又は取り下げられたとき、意匠登録出願の意匠登録拒絶決定が確定になった時、第29条の5第3項の規定による意匠登録取消決定が確定になった時又は第68条の規定による意匠登録を無効にするという審決(同条第1項第4号の規定による場合を除く)が確定になった時には第2項の規定による請求権は始めから発生しないことに見る。〈新設2001.2.3〉

[本条新設95.12.29]

#### **第23条の4【意匠登録を受けることができる権利の移転等】**

①意匠登録を受けることができる権利は移転することができる。ただし、基本意匠登録を受けることができる権利と類似意匠登録を受けることができる権利はともに移転しなければならない。

②意匠登録を受けることができる権利は質権の目的とすることができない。

③意匠登録を受けることができる権利が共有である場合は、各共有者は他の共有者全員の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない。

[本条新設 1997.8.22]

**第 24 条【特許法の準用】** 特許法第 38 条乃至第 41 条の規定は、意匠登録要件及び意匠登録出願についてこれを準用する。〈改正 1997.8.22〉

## 第 3 章 審査

### 第 25 条【審査官による審査】

①特許庁長は審査官に意匠登録出願及び意匠無審査登録異議の申立てを審査させる。  
〈改正 2001.2.3〉

②審査官の資格に関し必要な事項は、大統領令で定める。

### 第 26 条【意匠登録拒絶の決定】

①審査官は、意匠登録出願が次の各号の一に該当するときは、意匠登録拒絶決定をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉

1.第 5 条乃至第 7 条・第 9 条第 6 項・第 10 条乃至第 12 条・第 16 条第 1 項及び第 2 項と第 4 条において準用する特許法第 25 条の規定により意匠登録をすることができないものであるとき〈改正 2001.2.3〉

2.〈削除 2001.2.3〉

3.第 3 条第 1 項本文の規定により意匠登録を受けることができる権利をもたずに同条同項但し書きの規定により意匠登録を受けることができないものであるとき〈改正 2001.2.3〉

4.条約の規定に違反した場合

5.類似意匠無審査登録出願が次の各目の一に該当した場合

イ.類似意匠登録された意匠又は類似意匠登録出願された意匠を基本意匠として表示した場合。

ロ.基本意匠の意匠権が消滅した場合。

ハ.基本意匠に関する意匠登録出願が無効・取下げ若しくは放棄され、又は拒絶査定が確定した場合。

ニ.類似意匠無審査登録出願人が基本意匠の意匠権者又は基本意匠に関する意匠登録出願人と違う場合〈新設 2001.2.3〉

ホ.類似意匠無審査登録出願された意匠が基本意匠に類似していない場合〈新設 2001.2.3〉

②第 1 項の規定にかかわらず、意匠無審査登録出願に対しては第 5 条(同条第 1 項各号を以外の部分による工業上利用できる意匠の要件を除外する。)第 7 条・第 11 条第 1 項及び第 16 条第 1 項・2 項の規定はこれを適用しない。〈改定 2001.2.3〉

[全文改正 1997.8.22]

〈本条題目改正 2001.2.3〉

### 第 27 条【拒絶理由の通知】

①審査官は、第 26 条の規定により意匠登録拒絶決定をしようとするときは、その意匠登録出願人に対し、拒絶の理由(第 26 条第 1 項各号の一に該当する理由をいい、以下、“拒絶理由”という。)を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

②複数意匠登録出願された意匠のうち一部意匠に対して拒絶理由がある場合はその該当意匠の一連番号、意匠の対象になる物品及び拒絶理由を明示しなければならない。〈新設 1997.8.22、2001.2.3〉

**第 28 条【意匠登録の決定】** 審査官は、意匠登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、意匠登録の決定をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

### 第 29 条【意匠登録可否決定の方式】

①意匠登録可否決定は文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。〈改正 2001.2.3〉

②特許庁長は意匠登録可否決定があったときは、その決定の謄本を意匠登録出願人に送達しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

### 第 29 条の 2【意匠無審査登録異議の申立て】

①何人も意匠無審査登録出願による意匠権の設定登録があった日から意匠無審査登録公告日後 3 月以内に当該意匠無審査登録が次の各号の一に該当することを理由として特許庁長に意匠無審査登録異議の申立てをすることができる。この場合、複数意匠登録出

願された意匠登録に対しては各意匠ごとに意匠無審査登録異議の申立てをすることができる。〈改正 2001.2.3〉

1.第5条、第6条、第7条第1項、第10条及び第16条第1項・第2項又は第4条の規定に準用される特許法第25条の規定に違反したとき〈新設 2001.2.3〉

2.第3条第1項の本文の規定による意匠登録を受けることができる権利を持っていないか、又は同条同項ただし書きの規定により意匠登録を受けることが出来ないとき〈新設 2001.2.3〉

3.条約に違反するとき〈新設 2001.2.3〉

②意匠無審査登録異議の申立てをする者(以下“意匠無審査登録異議申立人”という)は次の各号の事項を記載した意匠無審査登録異議申立書に必要な証拠を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

1.意匠無審査登録異議申立人の氏名と住所(法人にあってはその名称及び営業所の所在地)

1の2.意匠無審査登録異議の申立人の代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

2.意匠無審査登録異議の申立ての対象となる登録意匠の表示

3.意匠無審査登録異議の申立ての趣旨

4.意匠無審査登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

③第29条の4第3項の規定により指定された審査長は意匠無審査登録異議の申立てがあったときには、意匠無審査登録異議申立書の副本を意匠無審査登録異議の申立ての対象となる登録意匠の意匠権者に送達し、期間を定めて答弁書を提出する機会を与えなければならない。〈2001.2.3〉

④第68条第6項の規定は第1項の意匠無審査登録異議の申立てに準用する。

[本条新設 1997.8.22]

**第29条の3【意匠無審査登録異議の申立て理由等の補正】**意匠無審査登録異議申立人は意匠無審査登録異議の申立てをした日から30日以内に意匠無審査登録異議申立書に記載した理由又は証拠を補正することができる。

[本条新設 1997.8.22]

#### 第 29 条の 4【審査・決定の合議体】

- ①意匠無審査登録異議の申立ては 3 人の審査官合議体が審査・決定する。
- ②特許庁長は各意匠無審査登録異議の申立てに対し審査官合議体を構成する審査官を指定しなければならない。
- ③特許庁長は第 2 項の規定により指定された審査官のうち 1 人を審査長として指定しなければならない。
- ④特許法第 144 条第 2 項・第 145 条第 2 項及び第 146 条第 2 項・第 3 項の規定は審査官合議体及び審査長に準用する。〈改正 2001.2.3〉

[本条新設 1997.8.22]

#### 第 29 条の 5【意匠無審査登録異議の申立てに対する決定】

- ①審査官は、第 29 条の 2 第 3 項及び第 29 条の 3 の規定による期間が経過した後に意匠無審査登録異議の申立てに対する決定をしなければならない。
- ②審査長は意匠無審査登録異議申立人がその理由及び証拠を提出しない場合は第 29 条の 2 第 3 項の規定にかかわらず、第 29 条の 3 の規定による期間の経過の後に決定として意匠無審査登録異議の申立てを却下することができる。〈改正 2001.2.3〉
- ③審査官の合議体は意匠無審査登録異議の申立てが理由があると認められたときはその登録意匠を取消す旨の決定(以下、“意匠登録取消決定”という。)をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉
- ④意匠登録取消決定が確定したときはその意匠権は初めからなかったものとみなす。〈改正 2001.2.3〉
- ⑤審査官の合議体は意匠無審査登録異議の申立てが理由がないと認められたときはその意匠登録を維持する旨の決定(以下、“意匠登録維持決定”という。)をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉
- ⑥意匠無審査登録異議の申立てに対する却下決定及び意匠登録維持決定に対しては不服することができない。〈改正 2001.2.3〉

[本条新設 1997.8.22]

#### 第 30 条【特許法の準用】

- ①特許法第 58 条・第 58 条の 2・第 61 条・第 68 条及び同法第 78 条の規定は、意匠登録出願の審査についてこれを準用する。〈改正 1995.12.29、1997.4.10、2001.2.3〉

②特許法第 72 条・第 73 条・第 75 条・第 76 条・第 78 条・第 142 条・第 148 条第 1 号乃至第 5 号及び第 7 号・第 154 条第 8 項・第 157 条・第 165 条第 3 項乃至第 6 項及び同法第 166 条の規定は意匠無審査登録異議の申立ての審査・決定に準用する。〈新設 1997.8.22、改正 2001.2.3、2002.12.11〉

## 第 4 章 登録料及び意匠登録等

### 第 31 条【意匠登録料】

①第 39 条第 1 項の規定による意匠権の設定の登録を受けようとする者又は意匠権者は意匠登録料(以下、“登録料”という。)を納付しなければならない。

②第 1 項の規定による登録料・その納付方法及び納付期間等に関し必要な事項は、通商産業部令で定める。〈改正 1993.3.6、1995.12.29〉

### 第 31 条の 2【意匠登録料を納付する時の意匠別放棄】

①複数意匠登録出願について意匠登録決定を受けた者が登録料を納付する時は、意匠別にこれを放棄する事ができる。

②第 1 項の規定による意匠の放棄に関し必要な事項は通商産業部令で定める。〈本条新設 2001.2.3〉

### 第 32 条【利害関係人による登録料の納付】

①利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、登録料を納付することができる。

②利害関係人は、第 1 項の規定により登録料を納付した場合は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

### 第 33 条【登録料の追加納付等】

①意匠権の設定の登録を受けようとする者又は意匠権者は、第 31 条第 2 項の規定による登録料納付期間が経過した後であっても、6 月以内に登録料を追加納付することができる。

②第 1 項の規定により登録料を追加納付するときは、納付すべき登録料の 2 倍の金額を納付しなければならない。



③第 1 項の規定による追加納付期間内に登録料を納付しなかったとき(追加納付期間が満了になっても、第 33 条の 2 第 2 項の規定による補填期間が満了していなかった場合は、その補填期間内に補填しなかったときをいう。)は、意匠権の設定の登録を受けようとする者の意匠登録出願はこれを放棄したものとみなし、意匠権者の意匠権は登録料を納付すべき期間の経過した時にさかのぼってその意匠権が消滅したものとみなす。〈改正 2002.12.11〉

〈本条題目変更 2002.12.11〉

### 第 33 条の 2【登録料の補填】

①特許庁長は、意匠権の設定登録を受けようとする者または意匠権者が、第 31 条第 2 項又は第 33 条第 1 項の規定による期間内に登録料の一部を納付しなかった場合には、登録料の補填を命じなければならない。

②第 1 項の規定により補填命令を受けた者は、その補填命令を受けた日から 1 月以内に登録料を補填することができる。

③第 2 項の規定により、登録料を補填する者は次の各号の 1 に該当する場合に納付しなかった金額の 2 倍を納付しなければならない。

1.登録料を第 31 条第 2 項の規定による納付期間を経過して補填をする場合

2.登録料を第 33 条第 1 項の規定による追加納付期間を経過して補填する場合

〈本条新設 2002.12.11〉

### 第 33 条の 3【登録料の追加納付又は補填による意匠登録出願と意匠権の回復等】

①意匠権の設定登録を受けようとする者又は意匠権者は、その責めに帰することができない理由により第 33 条第 1 項の規定による追加納付期間内に登録料を追加納付しなかったか、若しくは第 33 条の 2 第 2 項の規定による補填期間内に補填しなかったときは、その理由がなくなった日から 14 日以内にその登録料を納付、若しくは補填することができる。但し、追加納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち遅い日から 6 月が経過した時はその限りではない。〈改正 2002.12.11〉

②第 1 項の規定による登録料の納付、又は補填した者は、第 33 条第 3 項の規定にかかわらずその意匠登録出願を放棄しなかったとみなし、その意匠権は登録料納付期間が経過した時にさかのぼって存続していたものとみなす。〈改正 2002.12.11〉

③第 2 項の規定による意匠登録出願又は意匠権の効力は登録料追加納付期間が経過した日から納付、又補填した日までの期間(以下この条で“効力制限期間”と言う。)中に別の人がその意匠又はこれと類似した意匠を実施した行為については効力が及ばない。〈改正 2002.12.11〉

④効力制限期間中に国内で善意により第 2 項の規定による意匠登録出願された意匠、登録意匠又はこれと類似した意匠を業として実施するか、これを準備している者はその実施又は準備をしている意匠又は事業目的の範囲内でその意匠権に対し通常実施権をもつ。

⑤第 4 項の規定により通常実施権をもつ者は意匠権者又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。〈本条新設 2001.2.3〉

### 第 34 条【手数料】

①意匠登録出願・請求及びその他の手続をする者は、手数料を納付しなければならない。

②第 1 項の規定による手数料・その納付方法及び納付期間等に関し必要な事項は、通商産業部令で定める。〈改正 1993.3.6、1995.12.29〉

### 第 35 条【登録料又は手数料の減免】

①特許庁長は、次の各号の一に該当する登録料及び手数料は、第 31 条及び第 34 条の規定にかかわらず、これを免除する。

1. 国に属する意匠登録出願若しくは意匠権に関する手数料又は登録料

2. 第 68 条第 1 項の規定による審査官の無効審判の請求に対する手数料

②特許庁長は、国民基礎生活保障法第 5 条の規定による受給権者及び通商産業部令で定める者がした意匠登録出願である場合は、第 31 条及び第 34 条の規定にかかわらず、意匠権の設定の登録を受けるための最初 3 年分の登録料及び通商産業部令で定める手数料を減免することができる。〈改正 1993.3.6、1995.12.29、1999.9.7〉

③第 2 項の規定により登録料及び手数料の減免を受けようとする者は、通商産業部令で定める書類を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1993.3.6、1995.12.29〉

### 第 36 条【登録料等の返還】

①納付された登録料及び手数料はこれを返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、納付した者の請求によりこれを返還する。〈改正 1997.8.22、2002.2.3〉

1. 誤って納付された登録料及び手数料

2. 意匠登録取消決定又は意匠登録を無効にすべき旨の決定が確定した年度の翌年度からの登録料該当分

②特許庁長が登録料及び手数料を誤って納付を受けた時はこれを納付した者に通知しなければならない。〈新設 2001.2.3〉

③第1項第1号の登録料及び手数料の返還はその誤って納付された事実の通知を受けた日から、同項第2号の登録料該当分の返還は意匠登録取消決定又は審決が確定した日から1年を経過した時はこれを請求することができない。〈改正 2001.2.3〉

[全文改正 1993.12.10]

### 第37条【意匠登録原簿】

①特許庁長は特許庁に意匠登録原簿を備え、次の各号の事項を登録する。

1.意匠権の設定・移転・消滅・回復又は処分の制限〈改正 2002.12.11〉

2.専用実施権又は通常実施権の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限

3.意匠権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限

②第1項の規定による意匠登録原簿は、その全部又は1部を電子記録媒体等でもって作成することができる。〈改正 2001.2.3〉

③第1項及び第2項に規定するもののほか、登録事項及び登録手続等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

### 第38条【意匠登録証の交付】

①特許庁長は、意匠権の設定の登録があったときは、意匠権者に対し意匠登録証を交付しなければならない。

②特許庁長は意匠登録証が意匠登録原簿、その他の書類と符合しないときは、申請により若しくは職権で、意匠登録証を回収して訂正交付し、又は新たな意匠登録証を交付しなければならない。

## 第5章 意匠権

### 第39条【意匠権の設定の登録】

①意匠権は、設定の登録により発生する。

②特許庁長は、第31条第1項の規定により登録料を納付したとき、第33条第1項の規定により登録料を追加納付したとき、第33条の2第2項の規定により登録料を補填したとき、第33条の3第1項の規定により登録料を納付、若しくは補填したとき又は第35条

第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定によりその登録料が免除されたときは、**意匠権を設定するための登録をしなければならない。**〈改正 2002.12.11〉

③特許庁長は、第 2 項の規定による登録があったときは、次の各号の事項を意匠公報に掲載しなければならない。

1.意匠権者の氏名及び住所(法人にあってはその名称及び営業所)

2.意匠登録番号

3.設定の登録の年月日

#### **第 40 条【意匠権の存続期間】**

①意匠権の存続期間は意匠権の設定の登録の日から 15 年とする。ただし、類似意匠の意匠権の存続期間の満了日はその基本意匠の意匠権の存続期間の満了日とする。〈改正 1993.12.10、1997.8.22〉

②正当な権利者の意匠登録出願について第 14 条又は第 15 条の規定により意匠権の設定の登録があった場合は、第 1 項の意匠権の存続期間は、無権利者がした意匠権の設定の登録の日の翌日から起算する。〈改正 2001.2.3〉

**第 41 条【意匠権の効力】** 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、第 47 条第 2 項の規定により専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲内については、この限りでない。〈改正 1993.12.10〉

**第 42 条【類似意匠の意匠権】** 第 7 条第 1 項の規定による類似意匠の意匠権は、その基本意匠の意匠権と合体する。

**第 43 条【登録意匠の保護範囲】** 登録意匠の保護範囲は、意匠登録出願書の記載事項及びその出願書に添付した図面と写真若しくは見本と図面に記載された意匠の説明により現わされた意匠に基づいて定められる。〈改正 2001.2.3〉

**第 44 条【意匠権の効力が及ばない範囲】** 意匠権の効力は、次の各号の一に該当する事項には、及ばない。

1.研究又は試験のためにする登録意匠の実施

2.韓国内を通過するにすぎない船舶・航空機・車輛又はこれらに使用する機械・器具・装置その他の物

### 3.意匠登録出願の時から韓国内にある物

#### 第 45 条【他人の登録意匠等との関係】

①意匠権者・専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明・登録実用新案若しくは登録商標を利用するものであるとき、又は意匠権がその意匠権の意匠登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権と抵触するときは、その意匠権者・特許権者・実用新案権者若しくは商標権者の許諾を得ていなければ、又は第 70 条の規定によらなければ、自己の登録意匠を業として実施することができない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

②意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠に類似した意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠・特許発明・登録実用新案若しくは登録商標を利用するものであるとき、又はその意匠権の登録意匠に類似する意匠が意匠登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権・特許権・実用新案権若しくは商標権と抵触するときは、その意匠権者・特許権者・実用新案権者若しくは商標権者の許諾を得ていないとき、又は第 70 条の規定によらなければ、自己の登録意匠に類似する意匠を業として実施することができない。〈新設 1997.8.22、改正 2001.2.3〉

③意匠権者・専用実施権者・通常実施権者は、登録意匠若しくはこれに類似する意匠がその意匠登録の出願の日前に生じた他人の著作権を利用するものであるとき、又は抵触するときは、著作権者の許諾を得なければ、自己の登録意匠若しくはこれに類似する意匠を業として実施することができない。〈改正 2001.2.3〉

#### 第 46 条【意匠権の譲渡及び共有】

①意匠権は、これを譲渡することができる。ただし、基本意匠の意匠権と類似意匠の意匠権はともに譲渡しなければならない。

②意匠権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。

③意匠権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその登録意匠又はこれに類似する意匠を自己が実施することができる。〈改正 1993.12.10〉

④意匠権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その意匠権について専用実施権を設定し、又は通常実施権を許諾することができない。

⑤複数意匠登録された意匠権は各意匠ごとに分離して移転することができる。〈新設 1997.8.22、改正 2001.2.3〉

## 第 47 条【専用実施権】

- ①意匠権者は、その意匠権について他人に専用実施権を設定することができる。
- ②第 1 項の規定による専用実施権の設定を受けた専用実施権者は、その設定行為で定めた範囲内において、業としてその意匠登録又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。
- ③専用実施権者は、実施の事業とともに移転する場合、又は相続その他一般承継の場合を除き、意匠権者の承諾を得なければその専用実施権を移転することができない。
- ④専用実施権者は、意匠権者の承諾を得なければ、その専用実施権について質権を設定し、又は通常実施権を許諾することができない。
- ⑤第 46 条第 2 項乃至第 4 項の規定は、専用実施権に準用する。

## 第 48 条〈削除 1993.12.10〉

## 第 49 条【通常実施権】

- ①意匠権者はその意匠権について他人に通常実施権を許諾することができる。
- ②通常実施権者はこの法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施する権利を有する。〈改正 1993.12.10〉
- ③第 46 条第 2 項・第 3 項及び特許法第 102 条第 4 項乃至第 6 項の規定は通常実施権に準用する。〈改正 1993.12.10〉

**第 50 条【先使用による通常実施権】** 意匠登録出願の際、その意匠登録出願された意匠の内容を知らないでその意匠を創作し、又はその意匠を創作した者から知得して、韓国内でその登録意匠若しくはこれに類似する意匠の実施である事業をし、又はその事業の準備をしている者は、その実施若しくは準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その登録意匠若しくはこれに類似する意匠について通常実施権を有する。〈改正 1993.12.10〉

## 第 51 条【無効審判の請求登録前の実施による通常実施権】

- ①意匠登録に対する無効審判の請求の登録前に次の各号の一に該当する者であって、登録意匠が無効事由に該当することを知らないで、韓国内において意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又は事業の準備をしているときは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権又は意匠登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

1.同一又は類似の意匠についての二以上の登録意匠のうち、その一の意匠登録を無効にした場合における原意匠権者

2.意匠登録を無効にして同一又は類似の意匠について正当権利者に意匠登録をした場合における原意匠権者

3.第1号及び第2号の場合において、その無効になった意匠権について無効審判の請求の登録の際、既に専用実施権又は通常実施権又はその専用実施権について通常実施権を取得し、その登録を受けた者。ただし、第61条の規定により準用する特許法第118条第2項の規定に該当する者である場合は、登録を要しない。

②第1項の規定により通常実施権を有する者は、意匠権者又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。

#### **第52条【意匠権等の存続期間満了後の通常実施権】**

①登録意匠に類似する意匠がその意匠登録出願の日前又は意匠登録出願日と同日に出願され登録された意匠権(以下、“原意匠権”という。)と抵触する場合、原意匠権の存続期間が満了したときは原意匠権者は原意匠権の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有し、又は原意匠権の存続期間満了当時に存在するその意匠権に対する専用実施権について通常実施権を有する。

②第1項の場合において、原権利の満了当時に存在する原権利に対する専用実施権者、又は第61条において準用する特許法第118条第1項の規定により登録された通常実施権者は、原権利の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有し、又は原権利の存続期間の満了際現に存するその意匠権に対する専用実施権について通常実施権を有する。〈改正 2001.2.3〉

③第1項及び第2項の規定は、登録意匠若しくはこれと類似する意匠がその意匠登録の日前又は意匠登録出願日と同日に出願され登録された特許権又は実用新案権と抵触し、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

④第2項(第3項において準用する場合を含む。)の規定により通常実施権を有する者はその意匠権者又はその意匠権に対する専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。[全文改正 1997.8.22]

**第53条【意匠権の放棄】** 意匠権者は意匠権を放棄することができる。

#### **第54条【意匠権等の放棄の制限】**

①意匠権者は専用実施権者・質権者又は第47条第4項・第49条第1項若しくは第24条の規定により準用する特許法第39条第1項の規定による通常実施権者の同意を得なければ意匠権を放棄することができない。

②専用実施権者は、質権者又は第 47 条第 4 項の規定による通常実施権者の同意を得なければ専用実施権を放棄することができない。

③通常実施権者は、質権者の同意を得なければ通常実施権を放棄することができない。

**第 55 条【放棄の効果】** 意匠権・専用実施権又は通常実施権の放棄があったときは、意匠権・専用実施権及び通常実施権は、そのときから効力が消滅する。

**第 56 条【質権】** 意匠権・専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段に定をした場合を除き、当該登録意匠の実施をすることができない。

**第 57 条【質権の物上代位】** 質権は、この法律による対価又は登録意匠の実施に対し受けるべき金銭その他の物に対しても、行うことができる。ただし、その払渡又は引渡前に差押をしなければならない。〈改正 1997.8.22〉

**第 58 条【質権行使による意匠権の移転に伴う通常実施権】** 意匠権者は意匠権を目的とする質権設定以前にその登録意匠又はこれに類似する意匠を実施している場合は、その意匠権が競売等により移転されたとしても、その登録意匠に対して通常実施権を有する。この場合、意匠権者は競売等による意匠権の移転を受けた者に相当の対価を支払わなければならない。

[全文改正 1993.12.10]

**第 59 条【相続人がない場合の意匠権の消滅】** 意匠権は、相続が開始されたとき、相続人がないときは、消滅する。

**第 60 条【登録意匠の実施報告】** 特許庁長は意匠権者・専用実施権者又は通常実施権者に登録意匠を実施しているか否かを、及びその規模等に関し報告させることができる。

**第 61 条【特許法の準用】** 特許法第 101 条・第 106 条・第 118 条及び第 125 条の 2 の規定は意匠権に準用する。〈改正 1993.12.10、2001.2.3〉

## 第 6 章 意匠権者の保護

### 第 62 条【権利侵害に対する差止請求権等】

①意匠権者又は専用実施権者は、自己の権利を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。



②意匠権者又は専用実施権者は、第1項の規定による請求をするに際し、侵害行為を組成した物の廃棄、侵害行為に供した設備の除去その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

### 第63条【侵害とみなす行為】

登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を業として製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又は、業としてその物の譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。〈改正 1993.12.10、2001.2.3〉

### 第64条【損害の額の推定等】

①意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、当該権利を侵害した者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、その譲渡した物品の数量に、意匠権者又は専用実施権者が当該侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。この場合、損害の額は意匠権者又は専用実施権者が製造できた物の数量から実体販売した物の数量を除いた数量に単位数量当たりの利益額を乗じた金額を限度とする。ただし、意匠権者又は専用実施権者が侵害行為以外の事由で販売できないとする事情があるときは、当該侵害行為以外の理由で販売できなかった数量に応じた額を控除するものとする。〈新設 2001.2.3〉

②意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、権利を侵害した者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

③意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その登録意匠の実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額としてその損害賠償を請求することができる。

④第3項の規定にかかわらず、損害の額が同項に規定する金額を超える場合は、その超過額に対しても損害賠償を請求することができる。この場合において、意匠権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、法院は損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。〈改正 2001.2.3〉

### 第65条【過失の推定】

①他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定する。ただし、第 13 条第 1 項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権又は専用実施権の侵害に対しては、この限りでない。

②第 1 項の規定は意匠無審査登録意匠の意匠権者・専用実施権者又は通常実施権者が、他人の意匠権又は専用実施権を侵害した場合についてこれを準用する。〈新設 1997.8.22、2001.2.3〉

**第 66 条【意匠権者等の信用回復】** 法院は、故意又は過失により意匠権又は専用実施権を侵害したことにより意匠権者又は専用実施権者の業務上の信用を失墜させた者に対しては、意匠権者又は専用実施権者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、意匠権者又は専用実施権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

**第 67 条【特許法の準用】** 特許法第 132 条の規定は、意匠権者の保護についてこれを準用する。

## 第 7 章 審判

**第 67 条の 2【補正却下決定に対する審判】** 第 18 条の 2 第 1 項の規定による補正却下決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があった日から 30 日以内に審判を請求する事ができる。〈本条新設 2001.2.3〉

**第 67 条の 3【意匠登録拒絶決定又は意匠登録取消決定に対する審判】** 意匠登録拒絶決定又は意匠登録取消決定を受けた者が不服のあるときは、その決定の謄本の送達があった日から 30 日以内に審判を請求する事ができる。〈本条新設 2001.2.3〉

### 第 68 条【意匠登録の無効の審判】

①利害関係人又は審査官は、意匠登録が次の各号の一に該当する場合は、無効審判を請求することができる。この場合、第 11 条の 2 の規定により複数意匠登録出願された意匠登録に対しては各意匠ごとに請求することができる。〈改正 1993.12.10、1997.8.22、2001.2.3〉

1.第 5 条・第 6 条・第 7 条第 1 項・第 10 条及び第 16 条第 1 項・第 2 項又は第 4 条において準用する特許法第 25 条の規定に違反してされた場合とき。

2.第 3 条第 1 項本文の規定による意匠登録を受けることができる権利を持たないとき、又は同条同項但し書きの規定により意匠登録を受けることができないとき。

3.条約に違反してされたとき。

4.意匠登録がされた後において、その意匠権者が第4条において準用する特許法第25条の規定により意匠権を享有することができない者になったとき、又はその意匠登録が条約に違反することとなったとき。

②第1項の規定による審判は、意匠権の消滅後においても、請求することができる。

③意匠登録(類似意匠の意匠登録を除く。)を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その意匠権は、初めから存在しなかったものとみなす。ただし、第1項第4号の規定により意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、その意匠登録が同号に該当するに至った時からなかったものとみなす。

④基本意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その類似意匠の意匠登録は無効になる。

⑤類似意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、又は第4項の規定により類似意匠の意匠登録が無効になったときは、類似意匠の意匠権は初めから存在しなかったものとみなす。ただし、第1項第4号の規定により類似意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、類似意匠の意匠権はその類似意匠の意匠登録が同号に該当するに至った時からなかったものとみなす。

⑥審判長は、第1項の審判の請求があったときは、その旨を当該意匠権についての専用実施権者その他意匠に関し登録をした権利を有する者に通知しなければならない。

**第69条【権利範囲の確認審判】** 意匠権者又は利害関係人は、登録意匠の保護範囲を確認するため意匠権の権利範囲の確認の審判を請求することができる。

### **第70条【通常実施権の許諾の審判】**

①意匠権者・専用実施権者又は通常実施権者は、当該登録意匠又は登録意匠に類似する意匠が第45条第1項又は2項の規定に該当し、実施の許諾を受けようとする場合に、その他人が正当な理由がないのに許諾をしないとき、又はその他人の許諾を受けることができないときは、自己の登録意匠又は登録意匠に類似する意匠の実施に必要な範囲内において通常実施権の許諾の審判を請求することができる。〈改正 2001.2.3〉

②第1項の規定による審判により通常実施権を許諾した者がその通常実施権の許諾を受けた者の登録意匠又は登録意匠に類似する意匠の実施を必要とする場合に、その通常実施権の許諾を受けた者が実施を許諾しないとき、又は実施の許諾を受けることができないときは、通常実施権の許諾を受けて実施しようとする登録意匠又は登録意匠に類似する意匠の範囲内において通常実施権の許諾の審判を請求することができる。〈改正 2001.2.3〉

③第 1 項及び第 2 項の規定による通常実施権者は、特許権者・実用新案権者・意匠権者又はその専用実施権者に対し対価を支払わなければならない。ただし、自己が責任を負うことができない事由により、支払うことができないときはその対価を供託しなければならない。

④第 3 項の規定による通常実施権者はその対価を支払わないとき、又は供託をしなければ、その特許発明・登録実用新案又は登録意匠若しくはこれと類似する意匠を実施することができない。〈改正 1993.12.10〉

## 第 71 条【審査規定の意匠登録拒絶決定に対する審判への準用】

①第 18 条第 1 項本文、第 18 条の 2、第 27 条及び第 28 条の規定は、意匠登録拒絶決定についての審判において準用する。この場合において、第 18 条第 1 項本文中“第 28 条の規定による意匠登録決定及び第 26 条の規定による意匠登録拒絶決定の 1 に該当する決定(以下“意匠登録可否決定”と言う。)の通知書が送達される前まで”とあるのは、“拒絶理由通知による意見書提出期間内に”と読み替え、第 18 条の 2 第 3 項中“第 67 条の 2 の規定により審判を請求した時”とあるのは、“第 75 条で準用する特許法第 186 条第 1 項の規定により訴えを提起した時”と読み替え、“その審判の審決が確定する時まで”とあるのは“その判決が確定する時まで”と読み替えるものとする。

②第 1 項の規定において準用する第 18 条の 2 第 1 項・第 4 項及び第 27 条の規定は意匠登録決定の理由と別の拒絶理由を見つけた場合に限りこれを適用する。〈本条新設 2001.2.3〉

**第 72 条【特許法の準用】** 特許法第 139 条乃至第 166 条及び第 171 条乃至第 176 条の規定は審判において準用する。この場合において、同法第 140 条の 2 第 1 項各号以外の部分の本文中“第 132 条の 3 の規定により、特許拒絶決定又は特許取消決定に対し審判を請求しようとする者”とあるのは“第 67 条の 2 又は第 67 条の 3 の規定により審判を請求する者”と読み替え、同法同条同項第 4 号中“特許拒絶決定日又は特許取消決定日”とあるのは“意匠登録拒絶決定日、意匠登録取消決定日又は補正却下決定日”と読み替え、同法第 165 条第 3 項中“第 132 条の 3・第 136 条又は第 138 条の審判費用”とあるのは“第 67 条の 2・第 67 条の 3 又は第 70 条の審判費用”と読み替え、同法第 171 条第 2 項中“特許拒絶決定、特許権の存続期間の延長登録拒絶決定又は特許取消決定についての審判”とあるのは“第 67 条の 2 又は第 67 条の 3 の規定による審判”と読み替え、同法第 174 条第 1 項中“第 51 条”とあるのは“第 18 条の 2”と読み替え、同法同条第 2 項中“第 47 条第 1 項第 1 号・第 2 号”とあるのは“第 18 条第 1 項本文”と読み替え、同法第 176 条第 1 項中“第 132 条の 3”とあるのは“第 67 条の 2 又は第 67 条の 3”と、“特許拒絶決定、特許権の存続期間の延長登録拒絶決定又は特許取消決定”とあるのは“補正却下決定・意匠登録拒絶決定又は意匠登録取消決定”と読み替えるものとする。〈本条改正 2001.2.3〉

## 第 8 章 再審及び訴訟

### 第 73 条【再審の請求】

- ①当事者は、確定審決に対して、再審を請求することができる。
- ②民事訴訟法第 451 条及び同法第 453 条の規定は、第 1 項の再審の請求に準用する。〈改正 2002.1.26〉

### 第 74 条【再審により回復した意匠権の効力の制限】

- ①次の各号の一に該当する場合に意匠権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し、又は韓国内において製造若しくは取得した物品には、及ばない。〈改正 2001.2.3〉

- 1.無効になった意匠権(意匠登録取消決定に対する審判による取消が確定された意匠権を含む)が再審により回復したとき
- 2.意匠権の権利の範囲に属しない旨の審決が確定した後再審によりこれと相反する審決が確定したとき
- 3.拒絶した旨の審決があった意匠登録出願について再審により意匠権の設定の登録があったとき

- ②第 1 項各号に該当する場合の意匠権の効力は、次の各号の一の行為には、及ばない。〈改正 1995.12.29〉

- 1.当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該意匠の善意の実施
- 2.登録意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に製造し譲渡し貸し渡し若しくは輸入し、又は譲渡若しくは貸渡の申出をする行為

**第 75 条【特許法の準用】** 特許法第 179 条・第 180 条・第 182 条乃至第 185 条の規定は再審について、第 186 条乃至第 191 条の規定は訴訟についてこれをそれぞれ準用する。この場合において、同法第 186 条第 1 項中“審決に対する訴え”とあるのは“審決に対する訴えと第 71 条第 1 項の規定(第 75 条の規定において準用する特許法第 184 条の場合を含む。))において準用する第 18 条の 2 第 1 項の規定における却下決定”と読み替え、同法第 188 条第 1 項中“第 186 条第 1 項の規定における訴え”とあるのは“審決に対する訴えと第 71 条第 1 項の規定(第 75 条の規定により準用する特許法第 184 条の場合を含む。))において準用する第 18 条の 2 第 1 項の規定による却下決定に対する訴え”と読み替えるものとする。〈後段新設 2001.2.3〉

## 第9章 補則

### 第76条【書類の閲覧等】

①意匠登録出願又は審判等に関する証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、意匠登録原簿及び書類の閲覧若しくは複写を必要とする者は、特許庁長又は特許審判院長にこれを請求することができる。〈改正 1995.1.5〉

②特許庁長又は特許審判院長は、第1項の申請があっても、出願公開されておらず意匠権の設定の登録がされなかった意匠登録出願に関する書類と公共の秩序又は善良の風俗を紊乱するおそれがあるものは、これを許可しないことができる。〈改正 1995.1.5、1995.12.29〉

### 第77条【意匠登録出願・審査・審判等に関する書類の搬出及び公開禁止】

①意匠登録出願・審査・意匠無審査登録異議の申立て・審判・再審に係る書類又は意匠登録原簿は、これを外部に搬出することができない。但し、第30条で準用する特許法第58条第1項又は第2項の規定により、意匠登録出願又は審査に関する書類を搬出する場合にはこの限りではない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

②意匠登録出願・審査・意匠無審査登録異議の申立て・審判又は再審に係属中にある事件の内容又は意匠登録可否決定・審決若しくは決定の内容については、鑑定・証言又は質疑に応答することができない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

### 第78条【意匠公報】

①特許庁は、意匠公報を発行する。ただし、第24条の規定において準用する特許法第41条の規定による国防上秘密の取扱いを要する登録意匠は、これを意匠公報に掲載しないことができる。

②意匠公報は通商産業部令で定めるところにより電子媒体をもって発行することができる。〈新設 1997.4.10〉

③特許庁長は電子媒体で意匠公報を発行する場合は、情報通信網を活用し、意匠公報の発行事実・主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。〈新設 1997.4.10 改正 2001.2.3〉

④第1項の意匠公報に掲載する事項は、大統領令で定める。

**第 79 条【意匠登録表示】** 意匠権者・専用実施権者又は通常実施権者は、登録意匠に係る物品又はその物品の容器若しくは包装等に意匠登録の表示をすることができる。

**第 80 条【虚位表示の禁止】** 何人も次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

1.意匠登録されていない物品、意匠登録出願中でない物品、又はその物品の容器若しくは包装に意匠登録表示又は意匠登録出願表示をし、又はこれと紛らわしい表示を附する行為

2.第 1 号の表示をしたものを譲渡し、貸し渡し又は展示する行為

3.意匠登録されていない物品・意匠登録出願中でない物品を製造させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告・看板又は標札にその物品が意匠登録若しくは意匠登録出願に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

**第 81 条【特許法の準用】** 特許法第 217 条の 2 乃至第 220 条、第 222 条及び第 224 条の 2 の規定は、意匠においてこれを準用する。〈改正 1995.1.5、1998.9.23〉

## 第 10 章 罰 則

### 第 82 条【侵害の罪】

①意匠権又は専用実施権を侵害した者は、7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

②第 1 項の罪は告訴をまって論ずる。

### 第 83 条【偽証の罪】

①この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許審判院に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、5 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

②第 1 項の規定による罰を犯した者がその事件の意匠登録可否決定、意匠無審査登録異議決定又は審決が確定する前に自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

**第 84 条【虚偽表示の罪】** 第 80 条の規定に違反した者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

**第 85 条【詐欺行為の罪】** 詐欺その他不正な行為により意匠登録又は審決を受けた者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2001.2.3〉

**第 86 条【秘密を漏らした罪】** 特許庁の職員・特許審判院職員又はその職にあった者が、意匠登録出願中である意匠又は第 13 条第 1 項の規定により秘密にすることを請求した意匠に関し、職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用したときは、2 年以下の懲役又は 3 百万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 1995.1.5〉

[全文改正 1993.12.10]

**第 87 条【両罰規定】** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第 82 条第 1 項・第 84 条又は第 85 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しては次の各号の一で定める罰金刑を、その人に対して各該当条の罰金刑を科する。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

1. 第 82 条第 1 項 3 億ウォン以下の罰金刑 〈新設 2001.2.3〉

2. 第 84 条又は第 85 条 6 千万ウォン以下の罰金刑 〈新設 2001.2.3〉

## **第 88 条【過料】**

① 次の各号の一に該当する者は、5 十万ウォン以下の過料に処する。〈改正 1995.1.5〉

1. 民事訴訟法第 299 条第 2 項及び同法第 367 条の規定により宣誓した者が特許審判院に対し虚偽の陳述をしたとき 〈改正 2002.1.26〉

2. 特許審判院から証拠調又は証拠保全に関し、書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が、正当な理由がないのにその命令に従わなかったとき

3. 第 60 条の規定による登録意匠の実施の報告の命令を受けた者が、正当な理由がないのにその命令に応じなかったとき

4. 特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人として呼び出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓・陳述・証言・鑑定若しくは通訳を拒んだとき

② 第 1 項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより特許庁長が賦課・徴収する。

③ 第 2 項の規定による過料の処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から 30 日以内に特許庁長に異議の申立てをすることができる。

④ 第 2 項の規定により過料の処分を受けた者が、第 3 項の規定による異議の申立てを提起したときは、特許庁長は、遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならず、その通報を受けた法院は、非訟事件手続法による過料の裁判をする。



⑤第3項の規定による期間内に異議の申立てをしないで過料を納付しないときは、国税滞納処分の例によりこれを徴収する。

**第89条【特許法の準用】**特許法第229条の2及び同法第231条の規定は、意匠に関する罰則に準用する。〈改正 1998.9.23〉

## 附 則

**第1条【施行日】** この法律は1990年9月1日から施行する。

**第2条【一般的経過措置】** この法律は附則第3条乃至第7条に別段の規定をした場合を除き、この法律の施行前に発生した事項にも適用する。ただし、従前の規定により発生した効力に対しては影響を及ぼさない。

**第3条【出願等についての経過措置】** この法律の施行前にした意匠登録出願に関する審査及び拒絶査定に関する不服抗告審判は従前の規定による。

**第4条【権利設定された登録意匠の審判等に関する経過措置】** この法律の施行前にした意匠登録出願により権利設定された登録意匠に関する審判・抗告審判・再審及び訴訟は従前の規定による。

**第5条【補正の却下についての経過措置】** この法律の施行前にした補正については従前の規定による。

**第6条【意匠権の収用等についての経過措置】** この法律の施行前に請求した意匠権の制限・収用・取消し・実施に関する処分、又は訴訟は従前の規定による。

**第7条【審判の手続・費用及び損害賠償等に関する経過措置】** この法律の施行前に請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟に関する手続・費用及び損害賠償等は従前の規定による。

## 附 則<1993.3.6>

**第1条（施行日）** この法律は、公布した日から施行する〈ただし書省略〉

**第2条 乃至 第5条 省略**

## 附 則<1993.12.10>

- ①(施行日) この法律は 1994 年 1 月 1 日から施行する。
- ②(意匠権の存続期間についての経過措置) この法律の施行前に設定された意匠権及び意匠登録出願され設定された意匠権の存続期間は第 40 条第 1 項の改正規定にかかわらず、従前の規定による。
- ③(意匠登録料等の返還期間についての経過措置) この法律の施行前に誤りにより納付された意匠登録料及び手数料の返還については従前の規定による。
- ④(意匠登録料の返還についての適用例) 意匠登録に関する無効審決の確定による意匠登録料の返還に関する第 36 条第 1 項第 2 号の改正規定はこの法律施行以後に無効審判が確定したものから適用する。

## 附 則<1995.1.5>

**第 1 条【施行日】** この法律は 1998 年 3 月 1 日から施行する。

### 第 2 条【係属中の事件に関する経過措置】

- ①この法律の施行前に審判が請求され、又は拒絶査定若しくは補正却下の決定に対する抗告審判が請求され係属中の事件はこの法律により特許審判院に審判が請求され係属中であるものとみなす。
- ②この法律の施行前に審決に対する抗告審判が請求され、又は審判請求書の却下決定に対する即時抗告が請求され係属中の事件はこの法律により特許法院に訴えが提起され係属中であるものとみなす。

### 第 3 条【不服を提起することができる事件等に関する経過措置】

- ①この法律施行当時に審判の審決、審判請求書の却下決定、拒絶査定又は審査官の補正却下の決定が送達された事件であって、従前の規定による抗告審判所に不服をしなかったものに対してはこの法律施行日から 30 日以内に、審判の審決と審判請求書の却下決定に対しては第 75 条の規定により準用する特許法第 186 条第 1 項の規定による訴えを提起することができ、拒絶査定又は審査官の補正却下の決定に対しては第 72 条の規定により準用する特許法第 132 条の 3 又は第 132 条の 4 の規定による審判を請求することができる。ただし、この法律施行当時すでに従前の規定により不服期間が経過したものは、この限りでない。

②この法律施行当時に抗告審判の審決、抗告審判請求書の却下決定、抗告審判官の補正却下の決定が送達された事件であって、大法院に不服をしなかったものに対してはこの法律施行日から 30 日以内に大法院に不服をすることができる。ただし、この法律施行当時すでに従前の規定による不服期間が経過したものは、この限りでない。

③この法律の施行前に大法院に不服が提起され係属中の事件及び第 2 項の規定による不服が提起される事件はこの法律により大法院に係属中、又は提起されたものとみなす。

**第 4 条【再審事件に関する経過措置】** 附則第 2 条及び附則第 3 条の規定は係属中の再審事件についてこれを準用する。

### **第 5 条【書類の移管等】**

①特許庁長は附則第 2 条第 1 項(附則第 4 条の規定により準用する場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許審判院長に移管しなければならない。

②特許庁長は附則第 2 条第 2 項(附則第 4 条の規定により準用する場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許法院長に移管しなければならない。この場合、書類の移管等に関し必要な事項は大法院規則で定める。

### **附 則<1995.12.29>**

①(施行日) この法律は 1996 年 7 月 1 日から施行する。

②(審判の手続・費用及び損害賠償等についての経過措置) この法律の施行前に行った行為に対し請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟に関する手続・費用及び損害賠償等は従前の規定による。

### **附 則<1997.4.10>**

**第 1 条 (施行日)** この法律は 1997 年 7 月 1 日から施行する。(ただし書き省略)

**第 2 条 乃至 第 5 条 省略**

### **附 則<1997.8.22>**

**第 1 条【施行日】** この法律は 1998 年 3 月 1 日から施行する。

**第 2 条【出願等についての経過措置】**この法律の施行前に行った意匠登録出願に関する審査及び拒絶査定に関する審判は従前の規定による。

**第 3 条【登録意匠の審判等についての経過措置】**この法律の施行前に行った意匠登録出願により権利設定された登録意匠に関する審判、再審及び訴訟は従前の規定による。

**第 4 条【補正の却下についての経過措置】**この法律の施行前に行った補正については、従前の規定による。

**第 5 条【新規性喪失の例外認定についての適用例】**第 8 条第 1 項及び第 2 項の改定はこの法律施行後、最初に行う意匠登録出願から適用する。

**第 6 条【意匠権の存続期間延長に関する適用例】**第 40 条第 1 項の改正規定はこの法律施行の後、最初に意匠登録出願をして登録された意匠権から適用する。

**第 7 条【他人の意匠権等との関係に関する適用例】**第 45 条第 2 項の改正規定はこの法律施行の後、最初に意匠登録出願をして登録される意匠権者又はその専用実施権者からこれを適用する。

#### 附 則<1998.9.23>

**第 1 条【施行日】**この法律は 1999 年 1 月 1 日から施行する。〈ただし書省略〉

**第 2 条 乃至 第 5 条**〈省略〉

#### 附 則<1999.9.7>

**第 1 条（施行日）**この法律は 2000 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の規定は 2003 年 1 月 1 日から施行する。

**第 2 条 乃至 第 13 条**〈省略〉

#### 附 則<2001.2.3>

①【**施行日**】この法律は2001年7月1日から施行する。ただし第36条第2項及び第3項の改定規定は、公布の日より施行する。

②【**一般的結果措置**】この法律の施行当時提出した意匠登録出願の登録要件・分割・変更・審査・意匠登録・意匠権・意匠無審査登録異議の申立て・審判・再審・及び訴訟は従前の規定による。ただし次の各号の一に該当する場合にはそれにあたらぬ。

1. 多意匠登録出願において、意匠別放棄をすることにあたっては第31条の2の改定規定を適用する。
2. 登録料の追加納付による意匠登録出願又は意匠権を遡及し、存続を擬制するにあたっては第33条の2の改定規定を適用しない。
3. 意匠登録拒絶の内容の審判を請求するにあたっては、第72条の改定規定に準用する特許法第140条の2第1項ただし書き及び第3項を適用する。

#### 附則<2002.1.26>

第1条（**施行日**）この法律は2002年7月1日から施行する。

第2条乃至第7条 <省略>

#### 附則<2002.12.11>

①【**施行日**】この法律は公布後5月が経過した日から施行する。

②【**意匠無審査登録異議申立の処理に関する適用例**】第30条第2項の改正規定は、この法律の施行後、最初に申請される意匠無審査登録異議申立てから適用する。